

消費者保護ルールの在り方に関する検討会（第 51 回）
令和 4 年改正電気通信事業法施行規則への対応状況に関するヒアリング
追加質問事項

<質問>

(1) 2019 年事業法改正に伴い、移動体通信においては既往契約に関する法令等に不適合な点の解消を経験している経験は活かせるものと考えられるでしょうか。または、今般の論点と異なるような状況や環境が存在するとお考えでしょうか。

(2) 「既往契約のお客様」への不利益の発生は、その後の個別の特典等対応により（特典等を受ける時間的違いはあるが）回避可能とはならないでしょうか。

(西村構成員)

(ソフトバンク株式会社 回答)

(1)

2019 年の事業法改正時にはモバイルの既往契約解消時期が示されていたため、その期限に間に合うよう対応しました。

今回も事業法施行規則改正案で既往契約への対応時期・内容が示されると思いますので、その内容に則って対応予定です。

(2)

当社の既往契約と現在提供している契約との違いは違約金の金額のみであり、その他提供内容は全く同一です。従いまして「移行」が存在いたしません。

(違約金の対応は定められるルールに従って適切に対応する予定です)

以上